

「地球温暖化対策の基本法」の制定に向けた意見の募集の結果概要について
(暫定版)

環 境 省

平成 21 年 12 月 11 日から 28 日までにかけて実施した「地球温暖化対策の基本法」の制定に向けた意見募集は、意見提出者数 2,389 件（個人 2,288 件、企業・団体 101 件）であり、意見件数 5,847 件であった。

地球温暖化対策の基本法の制定については、地球温暖化対策の重要性には賛同しつつも中期目標や個別施策の規定が盛り込まれた基本法の制定に反対するとの意見、各主体の役割を具体的に示した上で個別施策の在り方を慎重に議論していくことを求める意見、行政裁量で骨抜きにされないようにできるだけ目標数値等を盛り込んだ基本法を制定すべきとの意見等があった。

意見の多かった個別的事項については、以下のとおり。

1. 中長期目標について 1,376 件（約 23%）

類似の意見を取りまとめると概ね以下のとおり。

| | |
|--|-------|
| ①鳩山総理大臣が言及した「すべての主要国の参加による意欲的な目標の合意が、我が国の国際社会への約束の「前提」を堅持すべき。前提の確保が不明な中で、国内の削減目標を先行して決めることは反対。 | 521 件 |
| ②25%削減を達成するための具体的な対策・施策や、それを実施した場合の経済・雇用への影響、企業や国民の経済的負担、国民生活への影響等を明らかにし、国民的議論を経て、国民の理解を得ることが不可欠。いまだ政府からこのような情報すら示されない中で、国内の削減目標を先行して決めることは反対。 | 490 件 |
| ③日本だけが突出した目標を設定した場合、日本の産業の国際競争力を低下させ、産業の空洞化を招く。経済や雇用への悪影響が大きい。 | 176 件 |
| ④工業化以前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるために、中期目標をさらに高め、日本の温室効果ガス排出量を 2020 年に 1990 年比 30%以上削減とすべき。 | 77 件 |
| ⑤1990 年比 25%削減を堅持すべき。 | 40 件 |

2. 地球温暖化対策税・税制のグリーン化について 871件（約15%）

類似の意見を取りまとめると概ね以下のとおり。

| | |
|---|------|
| ①地球温暖化対策税の導入は産業の国際競争力を不当に低下させるものであり、企業活動に疲弊を生じ、産業特に製造業の空洞化を招くだけである。また、国民の生活への影響も大きい。 | 348件 |
| ②地球温暖化対策税の導入に当たっては、中期的な削減目標の設定、真水の割合の設定、CO ₂ 削減効果の分析、産業の国際競争や国民生活への影響の分析等の総合的な検討を行ない、その結果について国民の判断を仰ぐべき。そのような過程を経ずに基本法に位置付けることは反対。 | 230件 |
| ③全体（すべての排出者）への炭素税を導入すべき。 | 118件 |
| ④税収の用途や既存税制との関係、税制中立か増税か等が提示されなければ議論ができない。財源確保のためなら、ただの増税であり、効果は期待できない。 | 118件 |
| ⑤発展途上国等の温室効果ガスに関する規制の緩い国への生産活動移転を助長し、地球規模での温室効果ガス排出量の増加を引き起こす恐れがある。 | 14件 |

3. 国内排出量取引制度について 816件（約14%）

類似の意見を取りまとめると概ね以下のとおり。

| | |
|---|------|
| ①産業の国際競争力を低下させ、経済や雇用、ひいては国民生活に悪影響を及ぼす。 | 178件 |
| ②業種間の公平性や過去における削減努力分の評価等を踏まえた公平・公正な排出枠の割当が不可能であり、努力をしていないものが得をする制度になりかねない。 | 142件 |
| ③日本の産業は、世界最高水準のエネルギー効率を達成しており、削減ポテンシャルは小さく、国内排出量取引制度を導入しても、海外から排出権を購入せざるを得ず、国富が海外へ流出する。 | 124件 |
| ④大口排出者を対象とすること、排出総量による義務的参加型取引制度とすること等の条件を満たす制度を導入すべき。 | 98件 |

⑤投機資金が流入しマネーゲーム化する可能性は否めず、企業経営の不確実性とリスクを招き、技術開発や省エネの投資インセンティブを削ぐことになる。

76件

4. その他（参考）

上記の項目以外で多かった意見や自ら率先して行っている具体的な取組に関する意見には次のようなものがあった。

<1～3以外で意見数の多いものの例>

環境にやさしい公共交通機関の利用が進むまちづくりなど温室効果ガスの排出が少ない都市・地域構造の構築を目指すとの大臣のメッセージに賛同する。公共交通機関の利用促進など一層の取組を期待する。

グリーン・イノベーションの推進こそが、環境と経済の両立を実現する適切な政策であり、積極的な実施を期待する。

再生可能エネルギーや省エネルギー分野の技術の更なる強化が重要。

チャレンジ25国民運動に賛同するが、単なる普及啓発キャンペーンでは不十分。自主的な取組を促進するような仕組みづくりが必要。

再生可能エネルギーの普及促進は重要であり、実施すべきであるが、固定価格買取制度の買取費用や電源系統の安定化対策など、電力業界の負担が過大になり、結果として電力料金が大幅にアップし、一般国民や企業への影響が過大にならないような配慮が必要である。

電気については、全量・全種類の再生可能エネルギーの固定価格買取制度を導入すべき。あわせて熱や燃料を対象とした再生可能エネルギーの普及政策も重要。

原子力発電については、短期的にCO₂排出を削減できても、長期的には廃棄物処理などの問題があり、環境に悪いつけを残す。

発電時にCO₂を排出しない原子力発電は、地球温暖化対策として重要である。

家畜から排出されるメタンを減らすため、肉の消費量を減らし、ベジタリアンの普及促進を図るべき。

<自ら率先して行っている具体的な取組に関する意見の例>

エコドライブを免許取得のための教習課程に組み込み、既に1,500人以上輩出した。エコカー社会の到来までに乗る人というソフト面に着目したエコドライブの普及・徹底が重要。

集落ぐるみで二酸化炭素の排出削減のエコ活動を進めている。集落平均で、2年間で14.5%削減（トップランナーは40%削減）を実現できた。25%削減は国民レベルでも実行可能であるという具体例とデータベースが発信されるべき。

「地球温暖化対策の基本法」の制定に向けた意見の募集について

我が国は、温室効果ガスの排出量を 2050 年までに 80%、2020 年までに 1990 年比で 25%削減するという目標を掲げ、京都議定書に続く次の国際的な枠組みの構築に向けた交渉を行っているところです。このような中長期的な目標を達成するためには、今後、国内排出量取引制度や地球温暖化対策税を始めとしてあらゆる政策を総動員していかなければなりません。

このためこれらの政策の位置付けや基本的な方向性を明らかにする「地球温暖化対策の基本法」を制定することが必要です。12 月 11 日(金)から 12 月 28 日(月)までの間、広く国民の皆様からこの「地球温暖化対策の基本法」に関する御意見を募集します。

小沢環境大臣からのメッセージ(地球温暖化対策の基本法の制定に向けたメッセージ)

地球温暖化問題。鳩山総理大臣が就任直後、国連の会議に出席し、温室効果ガスを 2020 年までに 1990 年比で 25%削減すると発言したことで、世界中で大きく取り上げられました。きっと国民の皆様も、新政権船出の大テーマとして、この問題に関心を持たれたことと思います。

地球温暖化の進行には、私たちの日々の活動すべてが大きく関係しています。そして、その悪影響は、私たちだけでなく、未来の子供達まで永く続きます。私たちは、すぐにでも手立てを講じてこの問題に立ち向かう必要があります。

私は、地球温暖化問題の解決のために私たちの文化や豊かさを犠牲にしようとは思っていません。真に豊かな生活を実現しながら、温室効果ガスの排出を抑えられる社会、「エコ社会」を是非構築したい。この「エコ社会」は、今の経済社会の延長には在りませんが、私たちの底力をもってすれば、きっと実現可能なものだと思っています。経済社会の有り様が根本的に変わった、新しい日本を目指します。

「エコ社会」の実現のためには、我が国の温室効果ガスの排出量を 2050 年までに 80%、その通過点として 2020 年までに 1990 年比で 25%削減することを目指して、社会の変革を図らなければなりません。

その取組の道筋を明らかにし、あらゆる政策を総動員するため、鳩山内閣は、「地球温暖化対策の基本法」の制定を図ります。この基本法では、地球温暖化対策の基本原則、国や地方公共団体、事業者、国民の責務、温室効果ガス排出削減に関する中長期目標、政策の基本的な方向性等を盛り込みたいと考えています。

私は政策の基本的な方向性について次のように考えていますが、私たちが協力して効果的な対策を進めていくために、国民の皆様の様々な御提案や御意見をいただければと思います。その際には、民主党が先の通常国会に提出した「地球温暖化対策基本法案」も是非ご覧いただきたいと思っています。

いただいた御意見を参考にし、その知恵を最大限に活かしながら、最良の基本法を作りたいと考えています。皆様の積極的な御協力を願っております。

<私の考える政策の基本的な方向性>

「エコ社会」を実現し、より良い環境を未来に引き継いでいくための行動を「チャレンジ 25」と名付け、国民の皆様と一緒に、対策を進めていきます。

具体的には、例えば、次のような取組が必要となると考えています。

- 排出削減に努力する人や企業が評価される経済や社会の仕組みが必要です。キャップ&トレード方式による国内排出量取引制度の導入や、地球温暖化対策税の導入を含む税制のグリーン化を進めます。
- 国民生活全般に不可欠なエネルギーからの排出を削減するためには、再生可能エネルギーの普及拡大や燃料転換、省エネなどが重要です。このため、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入などを進めます。
- 地域ぐるみ・まちぐるみで社会の変革を進めるため、環境にやさしい公共交通機関の利用が進むまちづくりなど温室効果ガスの排出が少ない都市・地域構造の構築を目指すとともに、二酸化炭素を吸収する森林の整備を図ります。
- 国民の皆様幅広い参加の下で、具体的な行動を働きかける「チャレンジ 25」国民運動を進め、ものづくりから日々の暮らしまで、様々な活動に伴う二酸化炭素の排出の削減を進めます。
- 我が国の環境技術の強みを生かして将来にわたって国際競争力を保つため、再生可能エネルギーや電気自動車など、緑の産業に関わる研究開発を進め、グリーン・イノベーションを推進します。
- 米国、中国、インドなどすべての主要国が参加する、公平で実効性ある枠組みづくりに向け、COP15での合意が後世の人々からも評価されるようなものになるよう、国際交渉を主導していきます。また、先進国と途上国の架け橋としての役割を果たすため、「鳩山イニシアティブ」による途上国支援を行います。

平成21年12月11日
環境大臣 小沢鋭仁

参考資料

第 171 回国会(平成 21 年通常国会)に民主党が提出した「[地球温暖化対策基本法案](#)」[PDF:リンク(参議院)]

(以下の参議院ホームページも御参照ください。)

<<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/171/meisai/m17107171019.htm>>